

北海道文教大学科目等履修生規程

(平成11年4月7日 程 第18号)

(目的)

第1条 北海道文教大学(以下「本学」という。)学則第33条第2項の規定に基づく科目等履修生に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学則第10条各号のいずれかに該当する者
- (2) 前号と同等以上の学力があると本学が認めた者

(高大接続科目等履修生)

第3条の2 前条各号のほか、高等学校に在籍する者で本学が指定する授業科目及び学科プログラムを履修する者は、高大接続科目等履修生とする。

2 高大接続科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、指定された日までに、次の書類に入学検定料を添えて、提出するものとする。

- (1) 本学所定の願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) その他本学が必要と認める書類

(入学許可)

第5条 科目等履修生として合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

- ① 誓約書(本学所定のもの)
 - ② その他本学が必要と認める書類
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(履修期間)

第6条 履修期間は、半期又は1年とする。ただし、特別の事情がある場合は、更に1年を限度として延長を許可することができる。

(諸費用)

第7条 科目等履修生の入学検定料、入学料及び授業料の額は、別表に掲げる額とする。

- 2 既納の入学料及び授業料は、いかなる事情があってもこれを返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条の2に規定する高大接続科目等履修生に係る授業料の返還については、別表の定めるところによる。

(単位の授与)

第8条 科目等履修生が、所定の授業科目を履修し、試験に合格したときは、単位を授与する。

(単位修得証明書)

第9条 前条の規定により、修得した単位については、単位修得証明書を交付する。

(学則等の準用)

第10条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の学内規則を準用する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月20日から施行し、令和8年度入学生から適用する。

別表 諸納付金

種 別	金額及び納期	金 額	納付時期
入学検定料		10,000円	科目等履修生志願書類提出のとき
入 学 料		25,000円	科目等履修生を願い出て許可されたとき
授 業 料	1単位につき	15,000円	

1 入学料は、本学卒業生の場合は免除する。

2 第3条の2の高大接続科目等履修生は、入学検定料及び入学料を免除し、授業料については、1単位につき7,500円とする。ただし、本学の学部に入學した場合であつて、当該高大接続科目等履修生として履修した授業科目について単位を修得したときに限り、当該科目に係る既納の授業料を、入学後、本学の定める手続により返還する。